

令和 6 年度第 6 回行財政改革推進本部提案 審議・報告・その他

提出日：令和 7 年 1 月 7 日

担当部・課：総務部行政経営課〔内線 4173〕

① 件 名
石巻市指定管理者制度運用ガイドラインの策定について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 指定管理者の指定の手續等については、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 4 項により、条例において定めるものとされており、指定管理者制度の運用は、幅広く地方公共団体の自主性に委ねられている。 本市においては、平成 1 7 年 1 2 月に制定した石巻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則のほか、石巻市指定管理者制度導入基本方針や石巻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する事務の手引きに基づき、指定管理者制度を運用してきたが、事務手續の基本的な考えや具体的手法の記載が不足しているなど、運用方法の統一性に課題があった。 このような中、令和 6 年 4 月 1 日付け総務省通知「指定管理者制度等の運用の留意事項について」により、指定管理者制度に係る課題に適切に対応するよう技術的な助言を受けたことから、当該通知を参考にするなど、本市の指定管理者制度の運用の点検・見直しを進め、石巻市指定管理者制度運用ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）の策定に至った。 【目的】 本ガイドラインにより指定管理者制度の運用の統一化及び指定の手續等の円滑化が図られる。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2（公の施設の設置、管理及び廃止） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成 1 7 年 1 0 月 石巻市指定管理者制度導入基本方針の策定 平成 1 8 年 1 月 石巻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する事務の手引きの策定 令和 6 年 2 月 石巻市指定管理者制度入施設に係るモニタリングガイドラインの策定 4 月 「指定管理者制度等の運用の留意事項について」総務省自治行政局行政経営支援室長 7 月 所管課へ指定管理事務に関する調査
⑤ 主な内容
本ガイドラインについては、本市の指定管理者制度の運用の統一化を図るため、以下の事項に関する基本的な考えや事務手續を新たに示すとともに、これまで運用の柱となっていた「石巻市指定管理制度導入基本方針」や「石巻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する事務の手引き」のほか、令和 6 年 2 月に策定した「石巻市指定管理制度導入施設に係るモニタリングガイドライン」の 3 つの内容を改めて精査し、文言の整理等を行った上で、包含した。 なお、以下の事項については、令和 6 年 7 月に実施した指定管理事務に関する調査の結果を踏まえて、本ガイドラインにおいて示すこととしたものである。 1 人件費の積算について 指定管理料に係る人件費の積算に当たっては、市が当該施設の維持管理を直営で行った場合を想定した人員配置を基本とし、施設の規模等に応じて、配置する職階や職種、その人員数を決定し、職階に応じた給料月額等を基に積算することとするなど、具体的な積算方法を示した。 なお、積算の基礎とする給料月額等については、別冊で示す。

2	指定管理料の精算について	
	これまで所管課の判断において、光熱水費や修繕費等に係る指定管理料の精算を行ってきたが、今後は指定管理者の自主的な経営努力を促す観点からインセンティブを確保するため、原則として精算は行わないこととした。	
	しかし、指定管理者が本来行うべき業務を行わなかったことで発生した余剰金については、精算の対象とする。例：定期点検、清掃業務等	
3	選定基準について	
	指定管理者の選定が適切に行われるように、具体的な評価項目や配点方法の標準例や考え方を示したほか、選定手続の公平性・透明性を確保するため、評価項目及び配点については、募集要項において明示することとした。	
4	リスク分担について	
	施設の管理運営において想定されるリスクは、市と指定管理者との間において、適切な分担を事前に行うことが重要であるため、募集要項において、リスク分担に関する事項を明示することとし、そのリスク分担の基本となる標準例を示した。	
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）		
【影響・効果】		
指定管理者制度の運用の統一化及び指定の手続等の円滑化により、より適切な指定管理者制度の運用が図られる。		
⑦ 他の自治体の政策との比較検討		
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日		
令和7年	1月	ガイドライン策定に係る担当者説明会の開催
		基本協定の締結（令和7年度から指定管理開始の施設）
	2月	所管課から指定管理者へ説明
	4月	年度協定の締結
⑨ その他		